



2026.9.25 No.57

発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808
札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
TEL 011-594-8454
FAX 011-594-8455
URL <https://tomari816.com>
E-mail info@tomari816.com
郵便振替口座 02790-1-100850

第49回法廷だより

2026年8月26日、控訴審第10回期日が札幌高裁で開かれました。

曇天の下
傍聴席は概ね満席であった

2026年8月26日午後2時30分より札幌高裁で、第10回口頭弁論期日が開かれました。

期日では、一審被告が以下の書面を提出しました。

1 使用済み核燃料の危険性に関し、健全な燃料被覆管による放射性物質の閉じ込めが必要で、崩壊熱の除去ができていれば健全性は維持されるという前提のもと、使用済み燃料ピットは冠水状態の維持、耐震性のいずれの観点からも十分な安全性が確保できており、規制委の継続的な確認も経ているため危険性はないと主張する準備書面(16)を提出しました。

2 人格権侵害の危険性に関し、本件発電所が安全性を欠き、放射性物質が外部に放出される事故が発生することで一審原告らの人格権が侵害される具体的危険があることが必要であるとしつつ、防潮堤の不存在が発電所の運転がされないため具体的危険がないことなどを



主張する準備書面(17)を提出しました。

3 これまでの一審被告の主張及び一審原告らの主張に対する反論の総ざらいとなる、最終準備書面の位置づけの準備書面(18)を提出しました。

一審原告意見陳述

一審原告の意見陳述は、小野有五さんが行いました。

複数の研究者が2000年代から変動地形学的手法による分析から積丹沖に海底活断層が存在するとの指摘をしている中、

1970年から25年間にわたって北海道の地形の研究・教育に従事してきた経験を踏まえつつ、

地形発達史の知見からの調査結果に基づき、原発敷地内のF-1断層が活断層であることを論文で指摘してきたこと、右論文を

うけて原子力規制委員会の審査において敷地内断層が活断層でないことを立証しなければなら

なくなつたが、この点について北電の主張には大きな誤りがいく

つもあることを指摘してきたことを主張しました。そのうえで、

本裁判においては科学的な立ち入った検討を求めるのではなく、

①F-4断層に関して断層露頭の調査をほとんど行っていないう

え、および右調査の漏れを糊塗するためにF-4断層とは全く異

なる地点の掘削調査の結果をF-4断層と同じ地層であるとして

主張しているがそれが誤りであること、②敷地から10km離れた

地点における火山性堆積物に関し、客観的に存在が明らかであるにもかかわらず、当初存在す

るとしていた主張を覆し、存在を否定し続けていること、の二点をもつて、再稼働に不都合な

データ等を恣意的に隠蔽した中部電力同様、許しがたい不正であり、これらの点を原点到審理を

し、再稼働を認めないとの判断をするよう訴えました。

次回期日に向けた準備等

裁判所から確認を求められた「防潮堤が存在しないこと」とその他の請求原因は選択的関係ということで問題ないか「防潮堤が存在しない状態のまま原発の運転を再開する」という一審被告の作爲によつて人格権侵害のおそれがあることを理由に差止めを請求するものという理解でよいのか」の二点に関して回答し、結審へと進むことになりました。

一審被告は、上記の一審原告の書面を踏まえ、必要な反論を行うこととなりました。

今後の予定等

次回期日は、令和8年10月16日(水)午後1時30分からで、特段の事情がなければ次回で結審となる見込みです。

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましよう。

次回期日は10月16日(金曜日)です。

意見陳述

控訴人 小野 有五



私は、1970年代から北海道の地形を調査し、25年間、北海道大学地球環境科学院で研究・教育を行ってまいりました。北大名誉教授で、控訴人の一人でもある小野有五と申します。泊原発に関しましては、私も所属する日本地理学会、日本活断層学会の複数の研究者が、2000年代から、泊原発に近い積丹沖で、変動地形学的手法により海底活断層の存在を指摘してきました。私自身の専門は、陸上の地形が、どのようにできてきたかを研究する地形発達史ですので、私は泊原発周辺の段丘や火山灰を詳しく調査し、2019年には、日本活断層学会の学会誌に査読付き論文を発表、敷地内のF1断層が活断層であることを否定できないと結論づけました。

この結果は、原子力規制委員会の審査にも使われ、これによって北海道電力は、新たな掘削調査を行うで、敷地内の断層が活断層でないことを立証せざるを得なくなりました。北電は、そのために規制委員会に膨大な資料を提出しましたが、私は、斉藤海三郎氏とインターネットで開示されたそれらすべてを分析し、北電の主張には、地形学的にみて大きな誤りがいくつもあることを明らかにしました。その結果を昨年、日本地理学会のオンライン・ジャーナル「E-Journal GEO」に投稿、厳しい査読を経て、論文は、本年5月18日に受理され、7月1日に、21巻1号の260から285ページにオンライン公開されました。誰でも、またスマホでも簡単に見られることから、専門外の方にも、できるだけわかりやすく書いたつもりです。証拠(甲B225号証)としても採用いただきましたので、ぜひ精読いただきたいと存じます。

この論文では、2013年に始まった規制委員会による泊原発の審査のすべてを分析し、審査の問題点についても指摘しました。規制委員会は、昨年7月31日、「合格」として審査を終了しましたが、この結論には多くの疑問があることを自然地理学の観点から述べました。裁判においては、裁判官にとって判断し難い科学的な問題は、論点として

避けられがちであると伺っておりまます。しかし私は、この裁判において、細かい計算や、科学的に立ち入った難しい検討を求めているのではありません。この論文を読んでもいただければおわかりになりますように、北電の主張には、それ以前の根本的な誤りがあるからです。ここでは2点だけ、指摘させていただきます。

第一は、北電が、泊原発1、2号炉の重要施設の下を通るF4断層を、そもそもちんと調査していなかったという事実です。F1断層については、北電は追加調査をして数千枚の資料を提出しましたが、F4断層に関しては、原発の安全審査に最も重要な、断層の観察できる崖、すなわち断層露頭について、わずか一枚の現場写真と、ごく簡単なスケッチ一枚しか提出しておりません。この事実が、北電が、F4断層の断層露頭をほとんど調査しなかったことを証明しています。北電は、必要な調査を行わずにその重要な断層露頭を破壊し、2号炉と1、2号炉の関連施設を建ててしまいました。このこと自体が、安全性を最大限に重視すべき電力会社の義務を怠った行為として、厳しく問われるべきであると思います。

北電は、そのような致命的な誤

りを糊塗するために、F4断層の断層露頭からは離れた、高さも、地形も全く異なる地点で掘削を行い、そこに現れた地層が、F4断層の断層露頭にかつて存在した地層と同一の地層であると主張しました。しかし論文で詳しく論じましたように、2つの地層は全く異なっており、地形学的にも地質学的にも全く別な地層を、同一であるという一方的に主張しているに過ぎません。必要不可欠な調査を怠った失態を、このように明らかに誤った主張で糊塗しようとする北電の態度は、原発の管理者として決して許してはならないものであります。

第二は、泊原発敷地から約10km離れた幌似における、火山性堆積物の存在に関わる問題です。北電自身、調査の過程では、ここに「火砕流様堆積物」があると記載していたにもかかわらず、私たちが、2019年の査読付き論文で、それを二セコ火山群からの火砕流堆積物であると記載すると、それ以後は、火山性堆積物は全く存在しない、小野・斉藤(2019)の主張は誤りであると規制委員会で主張するようになりました。しかし実際には、火山活動でしかできない「火山豆石」という特徴的な軽石粒子が観察され、また、二セコ火山起源の鉱物と類似する屈折率をもつ鉱物の存在など、火山性を示すさまざまな証拠があり

ます。オンラインジャーナルの論文には、それらの写真も載せました。誰が見ても明らかに火山性の堆積物があるにもかかわらず、北電がそれを否定し続けていることは、虚偽であります。

中部電力の審査においては、中電による意図的なデータ隠しが、許しがたい不正行為として摘発されました。北電が必要な調査を行わず、断層露頭とは全く別な地点の地層を、あたかも断層露頭の地層と同一であるかのように見せかけたこと、幌似での火山性堆積物の有無について規制委から再調査を命じられると、火山性堆積物のない地点だけを意図的に選び、火山性を否定し続けたことは、再稼働に不都合なデータを恣意的に隠蔽した中電の不正と同様の行為であると考えます。

司法の場合において、どうかそれを裁いていただきたいと願っております。

この度の突然の裁判長の交代には驚いておりますが、新たに担当されることになられた裁判長におかれましては、まずこの事実をご確認いただき、北電が明らかに不正を行っている事実を、裁判長のこれらの審理の原点としていただきたいと思います。

口頭弁論報告会

2026年8月26日(水)、札幌高裁(802号法廷)での第10回控訴審口頭弁論後、報告会が行われた。控訴審の傍聴者は90名が集まり、その後の高教組での報告会参加者は77名だった。

口頭弁論概要

控訴審の1週間前、急遽裁判長が交代となり、結審が次回に持ち越される口頭弁論となったが、意見陳述者が学術的レベルで泊原発危険性を訴え続けてきた小野有五北大名誉教授だったこともあり、全道各地から大勢駆けつけ、傍聴席は満員となった。

意見陳述で小野さんは、自身の専門とする変動学的手法による調査で積丹沖の海底活断層の存在を示すなどし、規制基準合格とした規制委員会の審査の誤りについて2点に渡り厳しく示した。また中部電力によるデータ隠しと北電によるこの間の地質調査のでたらめさは同罪であると指摘し、新たな裁判長が的

確な判断を示すよう訴えた。陳述終了後の法廷内からは大きな拍手が湧いた。

報告会概要

報告会では意見陳述者の小野さんから「法廷での意見陳述に重ね合わせ、裁判長の突然の交代による不快感や、オンラインジャーナルを裁判長が読み、理解がなされるという強い気持ちで陳述した。どこまで通じたかわからないが精一杯やった。」との感想が語られ、会場からは暖かい拍手が贈られた。

続いて難波弁護団長、市川共同代表から以下のような説明があった。

裁判長の交代については、突然の連絡があり伝えられたもので、新裁判長からはこれ以上双方の主張を展開することは考えていないが、「確認のために今一度意見を言える程度の進行を」という連絡があり弁護団として受け入れたこと。今回の人事異動は色々なことが考えられるが(大間原発訴訟での裁判長交代劇に係る玉突き等)あくまでも推測の域は出ないとの発言がさ

れた。裁判長の交代が判決に及ぼす影響については、主任裁判官が春の人事異動で交代していることからほとんどない、との見解が示された。

裁判の論点やこの後の展望として「一審判決は防潮堤が完成するまで危険であるから再稼働を認めないというもの。控訴審でも裁判所はこの論点に絞って早期結審を志向していて、規制委員会の判断の不当性などに対する証人申請は却下してきており、北電側は防潮堤完成の有無に関わらず、これだけの時間がかかっていることから再稼働はできないと主張。裁判官の質問も防潮堤完成まで稼働させないということとよいかという確認に関わるものであった」と説明。会場からは、防潮堤問題だけでなく、規制委員会の判断が今回の査読付き学術論文の採用により新たな段階に入ったことから、活断層・不正調査の問題をあらためて主張するべきという意見や、志賀原発の活断層の有無に関わる規制委員会と国土地理院の見解の相違を事例に、規制委員会の認定そのものを問題とし主張すべき等の意見がでた。

これらについて弁護団からは、最優先は現在の高裁判決を早期に確定させること。判決確定後は北電が「安全だから再稼働したい」として訴えを起こす必要が生じ、その裁判で規制基準の不当性・規制委員会の判断の不当性を論点として争うことができること。また、防潮堤完成後に再稼働に移行した場合や高裁で敗訴した場合、新たな原告による別の訴えが想定され、判決が防潮堤完成後の場合でも、判決が有効である限り北電が取消訴訟を起こさない限り再稼働はできないことが確認された。

会場では、元原告団長の斎藤武一さんの関連書籍を販売し、多くの方に購入いただき、心より感謝いたします。

また次回の意見陳述者、廃炉ニュース発送協力の呼びかけのほか、参加者からイベントの告知などがあり、16時15分過ぎに報告会は終了した。



小野北大名誉教授



難波弁護団長



市川共同代表



満員で熱気あふれる会場

2025年度活動報告会

2025年度活動報告会は6月7日に高教組センターで行われました。会場の都合で日曜日開催ではありませんでしたが、**第1部の学習会**には大勢が参加しました。

避難・防災計画学習会

避難は誰にでも起こりえる問題

講師は廃炉の会共同代表であり、元弁護士長の市川弁護士です。講演では、避難計画に実行性があるのかを検証することの重要性が強調されました。またこれは、脱原発を求める人々だけの問題ではなく、誰に



でも起こりえる問題であることを説明されました。

市川弁護士は「再稼働するのに必要な要件」として、①規制委の新規制基準をクリアし、実行性のある避難防災計画があることなどの法律上の要件②知事の同意が必要とする事実上の要件が2つあること。特に国は規制委の審査基準をクリアしても「絶対安全」とは言っていないことを強調しました。

避難・防災計画の実効性の検証

さらに「なぜ避難・防災計画が必要なのか」という観点から、「防災計画の現実について説明がありました。『屋内退避』と『一時移転の2つしかない防災計画で私たちの命は守れるのか。北海道の避難防災計画の実効性には、30キロ圏外の具体的な計画がないことなどから、計画全体の実効性に疑問があることが指摘されました。

知事には全道を視野に入れた防災計画を策定する責任があり、知事が言い逃れできない理論で追い詰めていく。また、知事に泊原発再稼働の同意撤廃を求める闘いはこれからが本番であり、方法はあるとして、参加者に団結を呼びかけました。

2026年度の活動方針は

第2部では、廃炉の会会員のための活動報告会が行われました。一般経過報告、弁護団による裁判経過報告、会計決算報告、監査報告に続き、市川弁護士から2026年度の活動方針案が提案されました。

廃炉の会は「泊原発の廃炉を求めて訴訟に取り組むこと」と、その応援・支援が重点活動としています。8月26日には控訴審が結審する見込みであり、大きな節目を迎えます。また「核3ミを北海道に持ち込ませない」という課題についても、今後の活動方針が説明されました。

これまでの裁判では、電力会社が原発の安全立証し、その後、住民側が原発の危険性を立証できなかったことを理由に敗訴するケースが多くありました。その背景には、規制委員会による審査結果が重視されたことがあります。

しかし、2022年5月31日の一審判決では、防潮堤が整備されておらず津波対策が不十分であるとして、住民側が勝訴しました。現在は控訴審が進行中ですが、規制委員会は適合性審査を事実上容認しています。この点について裁判所がどのような判断を下すのが注目されています。

8月26日に結審か

裁判所は8月26日の口頭弁論で結審するとしています。仮に高裁でも同様な判決が出た場合、北電が上告する可能性がありますが、活動方針案では、最高裁がこの判決を覆す可能性は低いとの見方を示しました。その場合、北電は安全性を主張して別の訴訟を起こす必要があり、私たちは改めて泊原発の危険性を訴えていくことになります。

急遽 裁判長が交代となったため、結審は次回に持ち越されることになりました。

率直で活発な意見交換

その後、会員の方々と活発な意見交換が行われました。裁判の判決後に改めて集まり、今後の方向性について話し合うことが確認されました。

今年度は過去を総括し、次の段階へと進む年になる

2026年度のハイロの会は控訴審の結審と判決という大きな節目を迎えます。判決次第では今後の活動方針が大きく変わる可能性がありますが、私たちは泊原発の廃炉を求めて行動していく決意を改めて再確認する報告会となります。



第102回北海道電力定時株主総会

泊原発の廃炉をめざす会世話人／脱原発をめざす北電株主の会代表

マシオン恵美香

6月25日早朝7時30分に発生した東北沖の地震により札幌市内交通網も点検のため停止するなど、総会前集会への参集にも影響があった。集会では株主による議案説明の後、参加者が地震に拠って心配された六ヶ所村核燃料再処理 工場や東北エリアの原発にも関連した意見を述べた。(参加者30数名ほど)

定刻10時、斎藤晋(取締役社長)

総会議長が取締役会と役付き執行役の出席、総会注意、総会の次第、決議事項、会社側は株主提案の総てに反対、理由は総会資料に記載通りであるとし、議案の補足説明陳述は2分以内とするよう告げた。(賛同株主代表者が発言者の発言を妨げないよう紳士協定の通知済)

総会前日までのインターネット議決、当日の参加人数により、総会が成立しているというが、議決に参加した議決権個数の総数と株主数については今年も言及せず。(当日参集した株主の議決権個数が算入されたかも不明)

上野昌裕副社長により、総会以前に寄せられた質問に対しお

よそ12分程度一括回答(電気料金、泊発電所の経済性、原子力災害対策、泊発電所の新規制基準適合性審査、核燃料、再生可能エネルギー、株式会社北海道電力に関する事項)。株主提案議案の説明陳述後に、会社の営業報告、議案に関する質問回答をまとめて行った。

■一般質問のまとめ

- ・核燃料専用新港に係る費用を含めた安全対策工事の見積もりはいくらか？ 泊原発稼働後にこれらを回収できるのか？ 収益があがっているのだから電気料金値下げで消費者に即座に還元すべきではないか
- ・泊原発再稼働に伴う安全対策費用は5150億円に含まれているか？ どのように消費者が負担するのか？
- ・ラピダス等の大口需要に格安で電力を供給すると一般需要の電力料金は値上げになるのでは？
- ・2035年度までに再生可能エネルギー電源を300万KW以上導入する中長期計画を前倒しできないか？

・出力制御は再生可能エネルギー電源でなく火力で行うべきではないか？

・泊原発の再稼働により再生可能エネルギーの出力制御が増えるのは間違っているのでは？

当社は太陽光発電や風力発電について道内でどれくらいのシェアを占めるか？

・防潮堤以外の安全対策工事とその費用、事故対応時の被曝防護に関する人権をどう考えているのか？

・北海道電力ネットワークを完全子会社としているが、揚水発電所や全国的な送電網の活用は考えないのか

■株主提案 (各議案賛成率)

- 4号議案から13号議案まで総て否決だったが、特に12号議案と13号議案の賛成率は突出していた。
- 第12号議案 相談役、顧問の廃止 (20.9%)
- 第13号議案 取締役および顧問への報酬の個別開示 (34.71% 過去最高率)

■会社側の回答

- ・原子力安全対策を含む泊原発関連支出の累計総額、物価、エネルギー価格の高騰が見通せない、よって「回収計画」も出

せない。

・電気料金は泊原発再稼働後に予定しているが、11%程度の値下げ幅は努力目標(果たせるかまで確約していない曖昧な表現)

・電気料金をただちに値下げしないのは、出来得る限り自己資本比率を積み上げるため。

■総会後に発覚した資金調達

多額の資金調達の意味するところは、①泊原発の安全対策工事費、社債借り換え時期、②過去の燃料費高騰による財務ダメージの力カバーと格付けの維持、③北海道での再エネ急増と本州への送電能力不足の解消のほか、北海道電力は「次世代半導体工場(ラピダス)やデータセンターの誘致に伴う大規模な電力需要への対応を予見的に担っている」としています。



銀行からの直接借入(ローン)ではなく、市場で広く投資家に「公募社債」で、より有利な条件の資金調達の枠組みを維持したいとの事情ですが、国内金融機関からは原子力事業全体が座礁資産化しつつあるため、貸し渋りがあるのではないかとこの経済専門家の意見があります。

総会後に発覚した資金調達

多額な社債発行

- ・2024~2026年総会前
海外向け社債(ドル建て、ユーロ建て無担保社債)合計1958億3000万円
- ・2025年9月4日
「第5回米ドル建て無担保社債(グリーンボンド)」5億米ドル(当時のレートで約740億円)
- ・本年2月
欧州・アジア等海外市場向け400億円の「ユーロ円建て転換社債型新株予約権付社債(CB)」
- ・本年7月29日
初の「公募ハイブリッド社債200億円」(第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債)
- ・本年8月25日
発表されたばかりの「第4回北海道電力グリーンボンド」800億円(9月発行予定)

◆◆◆ 南アルプス子ども村中学校の生徒と交流 ◆◆◆

昨年もハイ口の会と交流した南アルプス子ども村中学校の生徒たちが、修学旅行で今年も北海道を訪れました。

6月末には、中学生の武井君から「今年も北海道に行くことになりました。ハイ口の会からもう一度お話を聞きたいです。泊原発のこと、避難のこと、そしてアイヌの人権についても知りたいです。」と連絡がありました。

その思いを受けて、7月30日午前10時から学習の場を持ちました。参加者は中学1年生を中心とした男子11人、女子6人と引率



の先生3人で、ハイ口の会からは市川弁護士(共同代表)、事務局から間谷と廣谷が対応しました。

この日は北海道らしいさわやかな一日で、日中の最高気温は23度でした。山梨では39度にもなることから、7月の北海道の気候に生徒たちは大喜びでした。

生徒たちは7月22日学校を出発し、道内各地を巡りながら「ウポポイ」や「二風谷」にも足を運んできたそうです。

冒頭、市川弁護士から「君たちのおじいちゃんやおばあちゃんは何歳ですか?」と問いかけがありました。その答えを聞きながら、自分もその年代であることを実感し、「おじいちゃんだ」と自覚した様子でした。

原発について

市川弁護士は、原発についての基本的な情報から説明。「絶対安全」と言われてきた原発が、福島原発事故の後には「原発は事故を起こしうるものだ」という前提に変わり、現在は「規制委員会の新規制基準をクリアしているか」「実効性のある避難計画を立てているか」が原発を再稼働させる条件になっています。

避難・防災計画では、次々と質

問が出ました。「1000ミリシーベルトはどのくらいの被爆なの?」「放射能は目に見えないのにどうやって量が分かるの?」「テラフレルのテラって何?」など、これまで耳にしたことのない数字や単位に興味津々の様子でした。

また、屋内退避では「陽圧化された住居が望ましい」とされていますが、そんな家に実際に誰が住んでいるのでしょうか?と

いった素朴な疑問や「日本は原発がなくても大丈夫なのに、どうして原発を進めるのですか?」という根本的な問いかけも出されました。これに対して市川弁護士は、国は原発を減らすのではなく「安全を前提に活用する」という方針に舵を切り、将来の原発の割合を3割程度にするという目標を維持していると説明しました。

また、市川弁護士は「農業用水は法律上、水力発電などには利用できない」という話を紹介しつつ、「山梨に戻ったら、水車を使って小さな水力発電の実験をしてみてもどうでしょう」と提案しました。事前学習もばっちりしてきたようので、生徒たちは市川弁護士の話に真剣に耳を傾けていました。

アイヌの人権

アイヌの人権については、まず1869年に蝦夷地が「北海道」と改称され国有化されたことから、アイヌ民族の土地や漁撈の場、自然資源など「コタン」が持つべき権限が奪われ、あわせて言語や宗教をはじめとするアイヌ文化も抑圧されていったことを説明。

現在のアイヌ施策推進法では、アイヌ民族は先住民族として位置づけられています。長い間、日本語教育や道徳教育を通じて、「和人として生きること」を事実上強いられ、「亡びゆく民族」とも言われてきた歴史があり、それが差別的温床となってきたことが説明されました。

生徒たちからは「アイヌの人たちは、今どこに住んでいるの?」



「遺骨はどうなったの?」といった質問が出され、市川弁護士はアイヌであることを公表したくない人が大勢いること、さらにアイヌの遺骨返還訴訟で原告側代理人として訴訟に関わった経験から、北大が研究目的で道内各地の墓地から持ち出したアイヌの遺骨についても話がありました。

今年7月27日、北海道大学総長の名で遺骨の収集や保管の過程がアイヌ民族の尊厳への配慮に欠いていたとして謝罪が表明されたことなどが紹介されました。

生徒たちは、こうした長い歴史の経緯とアイヌが失ってきた土地や文化、尊厳について学びを深めました。

生徒たちはこの後、羊ヶ丘展望台を訪れ、小樽からフェリーで山梨に戻る予定とのことです。

福島事故が起きた当時には、まだ生まれていなかった世代の生徒たちと交流する中で、私たちは新鮮なエネルギーを受け取りました。同時に、未来を生きる子どもたちに安全な環境を手渡していかなければならないという思いを、あらためて強くしました。

映画「カタストロフイー」に学ぶ 核燃サイクルの危険と恐怖

映画カタストロフイーの概要

猛暑が続く昨年8月23日、札幌高等学校教職員センターで「核燃料サイクル1万人訴訟原告団」の栗原哲さんのトークを交えた「カタストロフイー」の上映会を行いました。

『カタストロフイー』はストップ・ザ・もんじゅが自力で制作したもので、画像・音声に多少難点がありますが、短時間（上映時間54分）ではあるものの4章で構成された内容は盛りだくさんで核燃サイクルの破綻と再処理工場の破滅的危険性を十分に語っているといえます。

第一章では「地震・津波・火山と原発」とし、東洋大学の渡辺満久さん等の研究者が、①原発と活断層②中央構造線と直下地震③自信と津波・今後の予想④釜石の軌跡と悲劇⑤日本の火山⑥巨大カルデラ噴火⑦十和田湖の噴火⑧火山評価の改悪⑨活断層と火山と原発⑩原発震災について語ります。

第二章では「福島原発の事故の教訓」とし、東電刑事訴訟原告団の武藤類子さんが①福島の事故②事故はなぜ起こったか、そして判決の不当性について語ります。

第三章では「核燃サイクル政策の破綻」とし、核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団の山田清彦さんが①核燃料サイクルとは②東海再処理工場③六ヶ所再処理工場④最悪の場所にある六ヶ所再処理工場⑤プルトニウム利用について語ります。

最終の第四章では「再処理工場の重大事故」とし、小出裕章さんが再処理工場の事故がいかに悲惨なのか、世界の事故例と六ヶ所再処理工場事故をシミュレーションし警告します。

2025年8月23日ビデオ
「カタストロフイー」上映会での話
核燃料サイクル阻止1万人訴訟
訴訟原告団 栗原 哲

筆者は原告ではなく原告団の支援者。年会費を払い、可能な範囲で公判傍聴や原告団の活動に参加する。

(1) 青森県の軍事施設。西部に米陸軍のXバンドレーダー（1000km先まで探知できる。Xバンドは使用する電波の周波数帯名）。国内には2番目のものが京都府北端にある。

(2) 下北半島東の東通村から太平洋海底に米海軍と海自共同運用のSOSUSシステムのセンサーケーブルが1本伸びている。本拠地は沖縄のホワイトビーチで、こちらはケーブル2本。これは海中の音波つまり潜水艦の発する音を聞いている。

(3) そして勿論三沢基地。米軍と自衛隊の基地で、滑走路を民間機が使うと三沢空港と呼び丘珠空港との間に定期空路がある。主力機はF35Aで時々米軍の無人偵察機がやってくる。北の核燃基地との中間に天ヶ森射撃場があり、米軍と自衛隊機が日常的に使用している。

(4) 原発は建設中で函館からも見える大間原発、そして敷地を整地した

だけの東電東通原発。なお隣の東北電東通原発は今も運転停止中。建設段階とされる国内3基は大間、東電東通、そして完成してはいないが運転したことのない島根3号。

(5) 核燃サイクルはウラン鉱山から最終処分場までの完結したことの無い仮想の円環。核燃サイクル基地はウラン濃縮、低レベル埋設、高レベル保管、再処理、MOX燃料製造工場が集中立地している六ヶ所村の施設。前の4つについて提訴され2つ目までは最高裁までいつて敗訴確定。今は3、4番目の裁判が30年以上続いている。MOXは未提訴。なお再処理については原告団の他に宗教者の人たちが近年提訴している。注意しなければならぬのはウラン濃縮と再処理を民生用に米国に認められているのは日本だけだといことで、その意味をよく考える必要がある。

対米交渉でここまで突張ったのは当然理由があるはず。日本は国内外に、再処理で分離したプルトニウムを40トン以上保有している。日本が濃縮と再処理を認められていることに対して韓国は自国にも認めるべきと猛反発している。

(6) 最後に何れも故人だけれど三賢人の言葉
まず宮本常一。「地域おこしに

観光は最後の（手段）」観光はそのまま通じるし、原発、軍事基地でも通じる。

次に久米三四郎。大阪大学の講師を長く務めた人で専門は高木仁三郎さんと同じ核化学、伊方原発訴訟に尽力した。「これからはド突き合いになる」放射性廃棄物の後始末について、これは既に現実の問題になっている。

最後に伊丹万作。1946年病死の直前に書いた戦争責任について「（大本営発表などに）だまされたと言っけれど、だまされた人にはだまされた責任がある。」だ。

(7) 原子力船「むつ」が太平洋上で放射線漏れ事故を起こしたのは1974年9月1日で51年前。このころ青森では核が既に大きな問題になっていた。

参考資料

西尾 漢「原発事故」2018年七つ森書館
中村亮嗣「ぼくの町に原子力船がきた」1977年岩波新書
吉岡 齊「新版 原子力の社会史」2011年朝日選書
核燃料サイクル阻止1万人訴訟原告団「明日なき核燃料サイクル」2025年
武田 悠「日本の原子力外交」2018年中公叢書 反原発新聞各号



口頭弁論報告会 (8/26) アンケート (抜粋)

裁判、意見陳述の感想やご意見

- 新裁判長への印象もあるため菅澤先生に出席戴き毅然たる対応をして戴きたかった。
- 小野先生の陳述は完結明瞭。北電は科学的、合理的な調査をする気がないばかりか失策を虚偽で糊塗する原発電力会社にあるまじき態度であることがわかった。
- とても力強い意見陳述でした。結審にならなくて残念！
- 今日の意見陳述を聞いただけで、北電、規制委のてらめくりが理解できました。
- 防潮堤さえ完成すれば再稼働を認めない理はなくなると踏んでいると感じました。裁判長も時間かせぎで防潮堤完成まで待つのかな。

口頭弁論終了後の報告会のご感想やご意見

- 意見陳述者の意図、今回の裁判進行と被告の説明の見方がよくわかった。裁判長人事についてもわかった。
- 小野さんの意見に同意します。防潮堤の有無だけを論点とするのではなく規制委の審査の内容にも踏み込んで裁判の争点としていただきたいと思います。

北海道電力に対するご意見

- 経済として利益が上がらなければ、まずトップや従業員の給料カット。なぜ電気代があげられて利用者がその分を支払わされているのか。
- 今日の被告の「説明」は、煩瑣でわざわざ資料を説明する意義がわからなかった。
- 北海道の企業良心、理念を思い出してください。

第12回 ハイロ山柳

上げるだけ 下げる気なしの 電気料

北の大地を 守り抜けるは 廃炉だけ

塩害で いつまで持つか 防潮堤

滝川市 井上久幸さん

控訴審 第11回口頭弁論

2026年10月16日(金) 13:30～

札幌高等裁判所(札幌市中央区大通西11丁目)

報告会 口頭弁論終了後～ 16:30

会場 高等学校教職員センター
(札幌市中央区大通西12丁目)

地域連絡会報告

十勝連絡会

十勝連絡会は8月2日に音更町共栄コセンで、市川守弘講演会「泊原発を再稼働させないために」を開いた。参加者は40名。市川さんは、再稼働するために必要な法律上の要件として ①規制委員会の新規制基準をクリアすること ②実効性ある避難防災計画のあること ③計画を作るのは自治体の義務、事実上の要件として知事の同意を最初に提示した。知事は全道を視野に避難防災計画を作る義務があるにも関わらず30キロ圏外の計画は

ないことなどから、知事の再稼働同意を撤回させる大きな取り組み・道庁を1万人以上で包囲する取り組みを呼び掛けた。参加者からは、再稼働阻止のためまだできることがあるとして、道庁包囲行動に賛同する声などが出された。十勝管内19市町村を巡るスタンディング活動は、その後も引き続き精力的に行っている。4月25日に士幌町、5月16日に広尾町、5月30日に池田町、6月13日に足寄町、6月27日に中札内村、7月11日に新得町、7月25日に大樹町、8月8日に陸別町、8月22日に清水町で



写真/2026年7月25日 大樹町アクション

行った。大樹町アクションで、2020年からの参加のべ人数が2000人を超えて2005名となった。引き続き頑張ります。継続は力なり。文責…連絡会代表 中村廣治 写真…菅原哲也

原発は止められる

勉強会

北海道原子力
防災計画と住民避難

講師

市川守弘 弁護士

日時 9月26日(土) 午後2時～

会場 釧路市生涯学習センター
5階ハイビジョンセンター

主催 泊原発の廃炉をめざす会
釧路連絡会

問合せ先 090-9436-8632